

## 総務委員会会議録

日時 令和4年3月2日(水) 開会時間 午後 1時00分  
閉会時間 午後 4時26分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 渡辺 淳也  
副委員長 流石 恭史  
委員 望月 勝 向山 憲稔 久保田松幸 卯月 政人  
土橋 亨 佐野 弘仁 永井 学

委員欠席者 なし

### 説明のため出席した者

知事政策補佐官 藤巻 美文  
地域ブランド統括官 小澤 祐樹 地域ブランド統括官補 トンプソン智子  
知事政策局長 長田 公 知事政策局次長(秘書グループ秘書監事務取扱) 石寺 淳一  
政策企画グループ政策参事 有泉 清貴 政策調査グループ政策調査監 柏木 貞光  
広聴広報グループ広聴広報監 小林 徹 国際戦略グループ国際戦略監 和光 達夫  
スポーツ振興局長 塩野 開 スポーツ振興課長 樋田 洋樹  
県民生活部長 小田切 春美 男女共同参画・女性活躍推進監 井上 泰子  
県民生活総務課長 雨宮 学 北富士演習場対策課長 加藤 栄佐  
統計調査課長 小林 司 県民安全協働課長 望月 英二  
私学・科学振興課長 小林 洋一 グリーン・ゾーン推進課長 鈴木 孝二  
リニア未来創造局長 上野 良人 リニア未来創造・推進課長 安藤 明範  
DX推進室長 長田 芳樹 二拠点居住推進課長 柏原 隆仁

公安委員会委員 武田 信彦 警察本部長 大窪 雅彦 警務部長 大泉 雅昭  
警備部長 清水 順治 刑事部長 荒居 敏也 交通部長 窪田 豊  
生活安全部長 比留間一弥 首席監察官 天野 英知 警察学校長 瀬戸 良広  
会計課長 進藤 明 警務部参事官 川口 守弘 警備部参事官 大森 伸  
交通部参事官 廣川 勉 刑事部参事官 本田 誠一 総務室長 小林 信一  
生活安全部参事官 平井 親一 警務部参事官 姫野 賢司  
交通規制課長 清水 高博 警務部次長 山村 和之 厚生課長 赤池 和美

総務部長 市川 康雄 総務部理事 渡邊 雅人  
総務部理事(次長事務取扱) 入倉 博文

総務部次長（人事課長事務取扱） 染谷 光一  
財政課長 高橋 直人 税務課長 植村 武彦 資産活用課長 小澤 浩  
庁舎管理室長 坂村 裕輔 行政経営管理課長 眞田 健康  
市町村課長 古屋 登土匡 情報政策課長 高橋 義徳  
防災局長 山本 盛次 富士山火山防災監（火山防災対策室長事務取扱） 関 尚史  
防災危機管理課長 小林 靖 消防保安課長 伊藤 公仁  
会計管理者 末木 憲生 出納局次長（会計課長事務取扱） 風間 浩  
管理課長 後藤 恵里子 工事検査課長 白倉 英紀  
県議会事務局次長（総務課長事務取扱） 瀧本 勝彦  
人事委員会事務局長 秋元 達也 人事委員会事務局次長 小高 和也  
代表監査委員 中澤 和樹 監査委員事務局長 山岸 正宜  
監査委員事務局次長 丸山 正雄

議題（付託案件）

- 第 47 号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正
- 第 50 号 令和3年度山梨県市町村振興資金特別会計補正予算
- 第 51 号 令和3年度山梨県県税証紙特別会計補正予算
- 第 52 号 令和3年度山梨県集中管理特別会計補正予算
- 第 53 号 令和3年度山梨県公債管理特別会計補正予算
- 承第 1 号 令和3年度山梨県一般会計補正予算
- 承第 2 号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について知事政策局・スポーツ振興局・県民生活部・リニア未来創造局、警察本部、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午後1時00分から午後1時31分まで知事政策局・スポーツ振興局・県民生活部・リニア未来創造局関係の審査を行い、休憩をはさみ、次に、午後1時49分から午後1時55分まで警察本部関係の審査を行い、休憩をはさみ、次に、午後2時19分から午後3時31分まで、途中休憩をはさみ、午後4時25分から午後4時26分まで総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 知事政策局、スポーツ振興局、県民生活部、リニア未来創造局関係

※第47号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

(データ利活用基盤整備事業費について)

向山委員 D X推進室のデータ利活用基盤整備事業費ですが、デジタルを活用した地域課題の解決ということで、県が保有するデータとは、具体的にどのようなものを官民で共有するのでしょうか。

長田D X推進室長 来年度につきましては、現在公表しておりますオープンデータ、統計調査課所管の統計データ、それ以外に、現在も公表していますコロナウイルス感染症関連のデータ。あと、移住者向けの空き家バンクに対するデータを来年度は公開することを想定しております。

向山委員 承知しました。現状でもオープンデータとしている部分であると思うんですけども、例えば、これを活用する民間企業はどのようなところを想定していて、県のどのようなところから入っていくような仕組みになるのでしょうか。

長田D X推進室長 空き家データにつきましては、移住者向けのデータの公表を考えておりますので、それに伴う関連企業を現在のところ想定しております。

向山委員 コロナ関連のデータとあるんですけども、コロナ関連のデータというのは、どういったもので、どういうところが使うと想定しているのか。これは日々更新ができるようになっているか確認させてください。

長田D X推進室長 コロナ関連のデータにつきましては、新規感染者数などを想定しておりまして、民間の事業者さんがどの程度使われるか、今のところ明確になっておりませんが、市町村に関しましては、市町村における新規の感染者数の活用を期待しているところであります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 警察本部関係

※第 47 号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員会事務局・議会事務局関係

※承第 1 号 令和3年度山梨県一般会計補正予算

質疑 なし  
討論 なし  
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※承第 2 号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款

質疑 なし  
討論 なし  
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 47 号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

(やまなし教育環境・介護基盤整備基金積立金について)

向山委員 総9ページの、やまなし教育環境・介護基盤整備基金積立金ですが、この積立金の金額というのは、年度ごと計画として決まっているのか、何か税収分とかいろいろな部分を踏まえた上で、確定をしているのかを確認したいと思います。

高橋財政課長 やまなし教育環境・介護基盤整備基金積立金についてでございますが、積み立ての原資としましては、電気事業会計の繰入金と法人県民税の法人税割の超過課税分、現在はこの2つを想定してございます。

このうち電気事業会計の繰入金につきましては、年度当初に予算額として固まるものでございますが、超過課税分につきましては当該年度の税収の動向を踏まえて、2月補正において予算上確定をするものでございます。

向山委員 基金の積立金の全体の年度、あるいは、5カ年、10カ年の計画といった中で、この金額の定めというものはあるんでしょうか。

高橋財政課長 現時点では、この積み立ての原資につきましては、先ほど申し上げました2つを原資としております。歳出につきましては、少人数教育の推進と、介護待機ゼロに向けた取り組みの2つを想定していますので、その歳出の動向、少人数教育の進め方等を踏まえていくこととしてございますので、現在確定的に、見込めるものはないという状況でございます。

(パスポートセンター移設事業費について)

向山委員 総20のパスポートセンター移設事業費についてお伺いをします。国際交流センターとびゅあ総合の統合等も踏まえた中での動きだと思うんですけども、実際に来年4月にどういったかたちで、県庁北別館にパスポートセンターを移設するのか、今現状の計画を伺いたい。

小澤資産活用課長 令和5年4月から、北別館の1階にございます現在の防災局の駐車スペース、入口に向かって、すぐ右側のシャッターが降りているところを改修いたしまして、パスポートセンターの機能をそちらで行っていくと。広さ的には、現在のところとほぼ同様に改修をする予定であります。

向山委員 年間利用者は大体どのぐらいを想定されてますでしょうか。

小澤資産活用課長 現在、パスポートセンターの利用者は、申請件数で4年間平均でございますが、年間1万4,000人余。交付件数が1万5,000人余という実績になっております。過去の実績でございますが、以上のようになっています。

向山委員 新しく県庁にできることによって、利用する方も多くいらっしゃると思うんですけども、一番懸念されるのは駐車場の問題だと思うんです。今でも議会になると、議員の駐車場はありがたく確保していただいていますけれども、それ以外の方は、なかなか駐車場が難しい状況なんです。このことについてはどのようにして、クリアしていくお考えでしょうか。

小澤資産活用課長 駐車場の件でございますが、確かに平面の駐車場につきましては、かなり駐車台数が多い状況でございますが、西側の立体駐車場及び防災新館地下の駐車場を合わせまして、200台超の収容力を県庁では確保しております。現在国際交流センターの駐車場の状況を参考に申し上げますと、平日に使えるところは、第1駐車場のみになしまして、

令和4年2月定例会総務委員会会議録  
こちらは37台。土日に使える第2駐車場が85台。合わせて、122台の駐車スペースがありますが、平日は37台というような中で、まわしているというところがございます。

県庁構内で、例えば、防災新館の地下駐車場でございますが、1日あたり何台が一つのスペースに止められるのかということで、回転率で算出することになるのですが、こちらを見ますと、おおむね現在、1.3台から2.7台程度の回転率でございます。

参考に、通常一般的なショッピングセンター等の駐車スペース1日当たりの1スペースに何台止まるかという回転率でございますが、こちらの方は4.5台から5台程度ということになっておりまして、我々のほうでは、まだ地下駐車場また西立体駐車場を使うことによって、駐車場余力はあると考えております。

これは将来的な話にはなるかと思いますが、旅券の電子申請、DX化も順次進んでいくものと想定しておりますのでこちらも参考までにお答えしたいと考えております。

向山委員

そうしますと最後に課長のおっしゃっていた将来的に電子申請が進んでくれば、直接来る方も少なくなると思うんですけども、そうは言っても利用する方が、県庁で直接やりとりするというのはあまりないと思うんですけど、直接多くの皆さんが来る時に、不便を感じないように、ぜひご配慮いただきたいなと思います。

(噴水広場改修事業費について)

もう1点、総22の県庁噴水広場の改修工事。噴水広場改修事業費、この具体的な事業内容についてお伺いします。

坂村庁舎管理室長 こちらにつきましては、まず県庁の顔である噴水広場の噴水の部分を残しながら、その周辺の、今の石畳部分を芝生化するというものでございます。芝生化をなるべく広い範囲にとりまして、この予算を議決いただいた暁には、4月の終わりぐらいから工事を始め、大体梅雨どきの根が生えやすい時期を経まして、来年の9月、10月ぐらいには完成させたい、そういった予定でいるところでございます。

向山委員

今回予算で4,500万円弱盛られていますけども、あそこの噴水広場自体が、整備されて、そんなに時間が経ってないと思うんですけども、前回、何年に整備をして、どの程度金額をかけたかというところを伺いたいと思います。

坂村庁舎管理室長 こちらの供用開始は、平成28年4月8日でございます。この該当部分につきましては、なかなか計算は難しいところでございますが、例えば面積で割りますと、まず噴水設備そのものにつきましては、4,690万円、それから、今回噴水広場の周辺の石畳部分を面積割にしますと概算でおおむね2,500万円余というところがございますので、今回の整備に係る分につきましては、合計で概ね7,000万円程度というところでございます。

向山委員

わかりました。芝生にした後に一番懸念されるのは維持管理費だと思うんですけども、

令和4年2月定例会総務委員会会議録  
現状石畳であればそれほど管理にはお金かからないと思うんですが、この維持管理には想定としてどのぐらいを考えてますでしょうか。

坂村庁舎管理室長 芝生の管理費でございます。こちらにつきましては、来年度は途中からでございますが270万円程度。芝刈、あるいは草取り、それからもう一つ、1年を通じて芝生が多い状況にするということで、冬芝の種を1回まくため、年間では約545万円を見込んでいるところでございます。

向山委員 相当な金額をかけて、維持管理費も500万円を超えるような状況になるんですけども、改めて聞くんですけど、なぜそこまでお金かけて、わざわざ芝生にする必要があるのでしょうか。

坂村庁舎管理室長 芝生にする経緯でございますが、こちらにつきましては先ほど申しました平成28年4月に供用開始しまして、もともとのオープン県庁全体の計画の中で、県庁内のにぎわいの創出であるとか、あるいはオープンなかたちにしまして、県民の憩いの場にするということで、こういった整備になったところでございます。そして、昨年令和3年4月に供用開始から5年を経過したところでございますので、その整備効果を検証するために令和3年5月にオープン県庁に関する県政モニターのアンケートを実施いたしました。その結果、噴水広場をさらに活用するためには何が必要かということで、4割以上の方が緑地、芝生を設置するなど憩いの場としての充実という意見があったということでございます。

もう一つは令和2年9月におきまして、甲府市中心市街地の活性化ということ、にぎわいの創出ということで議員から噴水広場の芝生化に対する提言があったということ。それからもう一つ令和2年3月に国土交通省に、芝生を活用した町中空間の創出ガイドラインがありまして、そちらにつきましては、新たな芝生空間の創出と、それによって地域活性化や健康増進等の効果があるというところでございまして、県庁の顔といえる噴水は残しつつ、にぎわいや、あるいは憩いの場としての機能を維持させるために、県庁敷地の魅力を発信するために芝生化をするといったかたちで、こういった予算をお願いしているところでございます。

向山委員 経緯については、今室長の方からご説明いただいて承知いたしました。

その上で、やはりこれだけの費用をかけて、これはすべて県費だと思います。補助金がない中で、全額県費で行って維持管理費も県費で行っていかなければいけないと。さっき男女共同参画推進センター、ぴゅあも施設管理費等の問題で閉館をするというような中で、これだけの金額をかけてやるということであれば、それ相応の成果とか効果を出さないと、県民の皆様に対する説明もつかないのかなと思っています。この事業費自体、賛成をいたしますけども、ただ、そのあとの利用をぜひ考えていただいて、例えば中心市街地のにぎわいということであれば、甲府市と共同でこのスペースを使ったりとか、隣の旧県民会館広場も活用して、なおかつ、この広場自体もネーミングライツを使うとか、あるいは甲府駅北口のよっちゃばれ広場みたいに使用料を取った中で、年間、



令和4年2月定例会総務委員会会議録  
本当に回数の多いかたち、使いやすいかたちで、県庁が広場で収益を上げるようなかたちをとっていただいて、この維持管理費もペイできるような仕組みをぜひつくって取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

坂村庁舎管理室長 噴水広場につきましては、現在でも土日祝日等休日につきましては、有料で民間の事業者の方に貸し出しを行って、活用を図っているところでございます。

今後につきましては、芝生化後につきましても芝生に対応した利活用のルールを検討しながら、積極的に利用していただくようにPRを進めていきたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※第 50 号 令和3年度山梨県市町村振興資金特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※第 51 号 令和3年度山梨県県税証紙特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※第 52 号 令和3年度山梨県集中管理特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第 53 号 令和3年度山梨県公債管理特別会計補正予算**

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他 ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

総務委員長 渡辺 淳也